



募集・採用選考活動にて留意すべきポイント

魅力的な職場であることを積極的に公表しましょう

「若者応援宣言事業」「ユースユール認定制度」等が公表を求めている項目、若者雇用促進法で情報提供を義務付けられている項目を参考にしてみましょう。

- ・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、35歳未満の採用者数・離職者数
- ・平均継続勤務年数
- ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援
- ・キャリアコンサルティング制度・社内検定などの制度の有無とその内容
- ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数(男女別)、役員・管理職の女性割合 等

皆様の事業所はこうした数値を把握していますか？会社としての魅力はもっといろいろな側面をみて感じてほしい！という声が聞こえてきそうですが…ひとつの側面としてアピールできれば良いですね！その上で会社として見せたい姿をしっかりとアピールしましょう

ハローワークで新卒求人を受理されない事業所とは？

現在、若者促進法により、次のような企業は、新卒求人をハローワークを通じて出すことができません。

(一般求人についても、法改正が検討されています)

- 例1) 割増賃金未払いで1年に2回以上是正勧告をうけた場合
- 例2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として公表された場合
- 例3) 36協定の締結なく長時間労働が慢性化した結果、過労死事案が発生し送検公表された場合
- 例4) 「マタニティハラスメント」で勧告に従わなかった企業として公表された場合

その質問は「採用」のために必要ですか？

応募した方の「何」を知りたいですか？

○家族のこと…出身や仕事内容は、本人の業務と関係ないということでクレームになり易い。

→介護の必要がある等の場合は、採用後の勤務に配慮が必要なので、「採用時に把握(質問)する必要がある」と説明します。

○健康状態…育成し、長く働いてもらうためには、事前に把握することで「安全/健康配慮義務」を果たすことに繋がりますので、一定の合理性があるといえます。



編集後記

2017年に入ってから半年が経過しました。6月は夏至がある月です。夏至＝「日長きこと至る(きわまる)」という意味で皆様ご存知の通り、1年のうち昼間の時間が最も長いことを言います。今年の夏至は、6月21日頃だそうです。宵の口の時間でもまだ明るい空の下、暑ければビアガーデンなどが賑わっているそうですね。さて、冬至の場合は「冬至かぼちゃ」がありますが、風習として夏至の時に食べる物の名前は、ほぼ聞いたことがない気がします。本当に無いのでしょうか？調べてみました。東北や北海道では特に無いようです。なんだか残念ですね。しかし、関東では小麦餅(小麦を使った焼き餅)、関西ではタコ、また、各県ごとに更に分かれるようそれぞれの土地に根差した風習を改めて知ることが出来ます。「食」で日本各地の歴史や言い伝えを知る、そんな趣味を持つのも良いですね。まもなく梅雨入りです。

『会社を辞めたい』割合、2年連続増

マクロミルは5月30日、2017年4月に新社会人となった会社員・公務員を対象とした第10回「新社会人の意識調査(2017年)」の結果を発表しました。

調査期間：2017年5月11～17日
有効回答：22～25歳の会社員・公務員(マクロミル会員)200人

- 就職した会社を選んだポイント**
 - 「仕事内容」35%：10年連続の首位
前年比では24ポイント減少、過去10年間で最低
 - 「経営の安定性」22%：前年と比べて最も増加
前年比11ポイント増加、過去8年間で最高
- 入社・入職する前と後の就職先に対するイメージギャップ**
 - 「ギャップがあった(「大きな」と「やや」の計)」51%
(2年連続増加)
- ギャップの内容**
 - 「残業が多い」「給与が少ない」同率26.7%で最多
 - 「研修内容が不十分」22.8%
 - 「仕事がつまらない」16.8%
- 今年4月に新卒で入社してから5月までの間に会社を辞めたいと思った経験**
 - 「ある」35.5%(前年30.0%)
回答割合は2年連続で増加

株式会社マクロミル：マーケティングリサーチの国内最大手企業。リサーチ事業は年間取引社数2,000社以上、年間調査受託件数20,000件以上にのぼる。現在は、世界13か国、34の拠点を展開。

TOPIX

- 「法定相続情報証明制度」がスタートしました
郵送の皆様には法務省のリーフレットを同封します。データでご覧の方はHPのお知らせをご覧ください。
- 6月は「外国人労働者問題啓発月間」です
外国人(正社員採用、留学生のアルバイト、家族滞在のパート等)の採用に関するご相談が増加しています。
- 個人情報保護法の改正に伴い、Harmonyグループの個人情報保護方針を改訂しました
HPでご確認いただくことができます。

Harmony通信 2017.06

#発行：2017年6月10日

合同会社 Harmony
Harmony司法書士事務所
Harmony社会保険労務士事務所
Harmony行政書士事務所

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX:022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

